

申請 健診を受診し、医療機関等窓口で健診費用を支払ってください。

最後に受診した日から6か月以内に、次の1~3の書類を申請してください。

- ① 大台町産婦健康診査費補助金交付申請書兼請求書
- ② 受診料に係る領収書・明細書
- ③ 産婦健康診査結果票（母子保健のしおりの券です。）

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

出産育児一時金の支給

国民健康保険に加入している方が出産したとき、出産育児一時金が支給されますので、役場へ申請してください。職場等の健康保険に加入している方は勤務先にお問い合わせください。

金額 出生児1名につき50万円

<申請が必要な場合>

- ・直接支払制度を利用し、出産費用が出産育児一時金の範囲内であった場合（差額の申請）
- ・現金給付の場合（直接支払制度を利用せず、全額支払われた場合）

持ち物 医療機関の証明書・通帳

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785

すこやかベビー出産祝い金

新生児を出産された方に対するお祝い金です。出生後60日以内に申請してください。

金額 出生児1人につき100,000円

対象 出産の日まで引き続き1年以上町内に住所を有する方、かつ新生児と生計を1つにし、養育をしている方（父、母どちらでも可）

持ち物 通帳

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

新生児・未熟児・産婦訪問

生まれて間もない赤ちゃんの発育の様子や、出産後の母親の体調回復等の話を伺います。ご希望の方は電話等で申し込みください。

対象 生後28日までの新生児または出生体重が2,500g未満の低体重児や未熟児と産婦

内容 助産師・保健師による体重測定等発育発達の確認、母親の体重管理、母乳についての相談